

能力開発セミナー

OA事務科エクセル応用
道立室蘭高等技術専門学院

日時 9月2日～30日の月～木
曜日(祝日除く) 18時～19時
40分

場所 室蘭高等技術専門学院
対象 在職中で、業務上エクセルの知識や技能が必要な方

内容 パソコンソフト・エクセルを使用して、中級者向けに実務で使える操作法を学ぶ

定員 15人(申込順)
申し込み 7月18日(木)～8月15日(木)の8時30分～17時15分に
同学院(☎447820)

ボイラー実技講習

日本ボイラー協会北海道支部
室蘭地区支部

2級ボイラー技士免許の交付要件となる実技講習です。
日時 8月14日(水)～16日(金)9時～17時

場所 室蘭市中小企業センター(室蘭市東町4丁目29-1)

定員 20人(申込順)
料金 2万2000円
(別途テキスト代)

申込期限 8月2日(金)
※詳しくは、同地区支部のウェブサイトをご覧ください。

同地区支部(☎435696)

市職員出前フリートークをご利用ください

5～20人程度のグループのもとに市職員が同い、市の仕事や制度などを分かりやすく紹介します。また、まちづくりや、身近な課題などについて懇談することもできます。

テーマ テーマは自由です。『おすすめメニュー』も活用ください。

令和6年度のおすすめメニュー

段ボールベッド組み立て体験、脱炭素に関連した各種補助制度を始めとするゼロカーボンシティに向けた市の取り組みの紹介、ごみの分別について、縄文出前講座、資料が語る登別の歴史、『生きることを支えあう』ゲーキーパー研修、フレイル予防出前講座

申し込み 秘書広報グループ(☎6586)

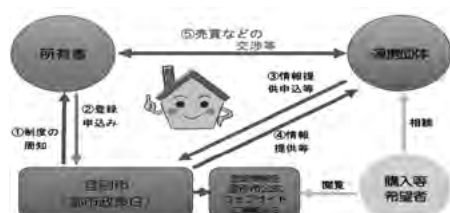
登録無料！空き家ナビに登録しませんか
～登別市空き家情報登録制度～

市が、空き家の所有者と住まいをお探しの方や不動産事業者とを結び、放置されてしまう空き家を防止するとともに、空き家の有効活用の促進を図ることを目的とする制度です。

※事業者などとの交渉は、所有者などが直接行うこととなり、市が関わることはありません。

・・・空き家ナビへの登録・ウェブサイトへの掲載について・・・

事業者への登録情報の提供に同意し、要件を満たした空き家の所有者などからの申し込みにより、市が登録します。また、登録情報のうち『所在、土地面積、建物面積、建物の構造、新築年』は所有者などの同意が得られた場合のみ、市公式ウェブサイトへ掲載します。



※1 登録情報は、協定を結んでいる連携団体のみに提供し、連携団体に所属している事業者へ通知されます。

※2 市公式ウェブサイトに掲載される登録情報は、所有者などの同意がある物件のみとなります。

★連携団体 北海道宅地建物取引業協会室蘭支部
全日本不動産協会北海道支部

※詳しくは市公式ウェブサイトをご確認ください。

問い合わせ 都市政策グループ(☎3230)



蜂の巣にご注意ください
～巣の駆除業者を紹介します～



蜂の巣の駆除は、土地や建物などの所有者が自らの責任で行うことが基本です。

また、空き家や空き地にできた蜂の巣でお困りの場合は、土地や建物の管理者に連絡し、駆除を依頼してください。

○蜂に巣を作られないために

- ・外壁の隙間や通気口などに蜂が一匹でも入れるような穴があれば、極力ふさぐ
- ・蜂が活発に活動する5月～9月は、草木を刈っておく
- ・自作または市販の蜂取り器を設置する

蜂の巣の駆除業者

※市が把握している市内、近隣市の事業者。

【市内】(有)オリコフクリーン(☎1422)

【市外】北海道防汚燻蒸燻室蘭事業所(☎241251)
協業組合室蘭清掃管理センター(☎43155)

問い合わせ 環境対策グループ(☎2958)

低所得世帯支援給付金・
定額減税補足給付金について

物価高騰の影響を受けた低所得世帯や定額減税の恩恵を十分に受けられないと見込まれる所得水準の方を支援するため、給付金を支給します。

対象になると見込まれる方には、給付金を受け取るための手続きが不要の『お知らせ通知』や手続きが必要な『確認書』を送付します。

確認書は、9月30日(月)までにオンライン手続きまたは必要事項を記入し同封の返信用封筒にて返送ください(期日までに返送がない場合、受給を辞退したものとみなします)。

1 低所得世帯支援給付金

対象 ①6月3日時点で本市に住民登録がある世帯の世帯主(単身の高齢者など、住民税が課税されている方の税法上の扶養親族のみの世帯は対象外)

②『①』に18歳以下の児童(18歳に達する日以降最初の3月31日までの児童)がいる世帯の世帯主

要件 ①令和6年度に、新たに住民税非課税または均等割のみ課税となる世帯(令和5年度に非課税または均等割のみ課税世帯への給付金の対象となった世帯を除く)

②『①』の世帯の子育て世帯

支給額(1世帯1回限り)

①1世帯あたり100,000円、②児童1人あたり50,000円

お知らせ通知・確認書の送付日 6月28日

2 定額減税補足給付金

対象 1月1日時点で本市に住民登録があり、令和6年度個人住民税の課税対象となる方(本市に住民登録がないが地方税法の規定により個人住民税が課税対象となる方を含む)

要件 納税者および配偶者を含めた扶養親族数に基づき算定される定額減税可能額が、令和6年分推計所得税額(令和5年分所得税額)または令和6年度分個人住民税所得割額を上回る(定額減税しきれない)方(納税者の合計所得金額が1,805万円を超える方を除く)

支給額 定額減税可能額が、令和6年分推計所得税額と令和6年度分個人住民税所得割額を上回る(定額減税しきれない)額の合計額(1万円単位で切り上げ)

お知らせ通知・確認書の送付日 7月1日(月)

○支給時期

『お知らせ通知』を受け取った方 7月25日(休)

『確認書』を受け取った方 市が確認書などを受理した日から2週間前後

給付金を装った詐欺に注意ください

問い合わせ

低所得者支援給付金・定額減税補足給付金対策グループ
1の給付金(☎1000)、2の給付金(☎1001)